報告第３２号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（弥栄町吉沢 R8.6.3）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

専決第２８号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和８年８月１７日

京丹後市長　中　山　　泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市弥栄町吉沢地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

１　事故の概要

令和８年６月３日、農林水産部職員が公用車を運転中、国道４８２号の京丹後市弥栄町吉沢地内において、右折した際に公用車を追い越そうとした相手方車両に接触し、損害を与えたもの。

２　損害賠償の額　　１９７，６５７円

３　損害賠償の相手方　　京丹後市峰山町在住　　個人